

目黒区地域福祉審議会会議録

名 称	令和5年度第1回目黒区地域福祉審議会
日 時	令和5年5月24日（金）午後6時～8時10分
会 場	総合庁舎本館4階政策会議室
出席委員	石渡会長、北本副会長、平岡委員、武藤委員、山本委員、松原委員、長崎委員、脇山委員、寺田委員、今井委員、松崎委員、島崎委員、内川委員、王委員、岡村委員、我妻委員、稲生委員、内海委員、高井委員、南部委員
欠席委員	中島委員、香取委員、徳永委員、吉田委員、岩崎専門委員
区側職員	橋本健康福祉部長、石原健康推進部長、田中子育て支援部長、田邊健康福祉計画課長、香川健康推進課長、齋藤保健予防課長、保坂福祉総合課長、相藤介護保険課長、高橋高齢福祉課長、田中障害施策推進課長、岩谷障害者支援課長、中野生活福祉課長、大塚子育て支援課長、中尾子ども家庭支援センター所長、寺尾教育指導課長、山内教育支援課長
傍聴者	なし
配布資料	<p>資料1-1 計画改定専門委員会における検討のまとめ（概要版）</p> <p>資料1-2 計画改定専門委員会における検討のまとめ（本編）</p> <p>資料1-3 計画改定専門委員会における検討のまとめ（資料編）</p> <p>資料2-1 第9期介護保険事業計画基礎調査及び高齢者の生活に関する調査の実施結果について</p> <p>資料2-2 目黒区障害者計画策定に関する調査の実施結果について</p> <p>資料3 今後の予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿・区側出席者名簿 ・座席表 ・ご意見等記入用紙
会議次第及び主な発言	<p>1 開会</p> <p>委員の21名が出席しており、定足数を満たした。</p> <p>健康福祉計画課長が選挙に伴う新たな区議会議員委員を紹介した。</p> <p>健康福祉部長からのあいさつ後、健康福祉計画課長が人事異動に伴う新たな区側出席者を紹介した。</p> <p>2 計画改定専門委員会における検討のまとめについて</p> <p>会長 計画専門委員会は昨年8月に、審議会から計画の基本理念及び福祉分野の重点事項の検討が付託され、5回の会議を開催して議論を重ねてきた。本日は、その検討のまとめを報告するので、委員の皆様より積極的にご意見をいただきたい。</p> <p>（基本理念について）</p> <p>会長 はじめに基本理念について、事務局から説明する。</p> <p>健康福祉計画課長 （資料1-1により保健医療福祉計画の説明）</p> <p>介護保険課長 （資料1-1により介護保険事業計画の説明）</p> <p>障害施策推進課長 （資料1-1により障害者計画の説明）</p> <p>会長 目黒区は早くから「地域共生社会」を掲げ、様々な取組をしてきた。専門委員会では社会状況の変化も踏まえ、議論・整理し、新たな視点も追加された。</p>

基本理念についての意見等あれば、後ほどお願いする。

(総論及び各論について)

会長 次に総論及び各論について、事務局より説明する。

健康福祉計画課長、福祉総合課長、介護保険課長、高齢福祉課長、障害施策推進課長が、資料１－１により総論・各論を順次説明。

会長 質問・意見はあるか。

副会長 福祉の総合相談と地域包括支援センターの関係性について、地域包括支援センターの後方支援が総合相談という位置付けなのか。困りごとを抱える人は、どこに相談したらいいのかわからないことが多く、ワンストップの相談窓口が望ましい。まず地域包括支援センターなのか、総合相談なのか、両者の位置付けを行政としてどのように考えているのか。

次に、物価高騰は生活困窮者だけでなく介護・福祉事業者の経営にも影響している。経営が安定しないと、労働条件の改善にまで至らない。経営の安定のためには財政的な支援だけでなく、情報提供などの支援は区としてできると思うので、そうした認識を区が持っていることを示したほうよいのではないか。

福祉総合課長 地域包括支援センターは住民にとって身近な相談機関と位置づけ、保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種を配置している。一方の福祉の総合相談窓口は、より専門性の高い、住まいのことやひきこもりのことなどにも対応できるように専門職を配置している。

介護保険課長 労働条件の改善の前提として経営の安定が欠かせないのは、区としても理解している。国は昨年度、物価高対策として一定の予算を付け、区でも各介護事業者に給付しているが、来年度以降の国の物価高騰への施策が不透明であり、かつ報酬の点数や加算を国が決定することから、経営の安定への対策を区の計画に記載するのは難しい。

副会長 理解した。ただ、介護以外でも障害、児童など多くの分野で経営は困難だと思う。予算に関わる部分でなくとも、情報提供など区がサポート可能なことはあると考える。「支援は必要という認識を持っている」という意思表示は必要なのではないか。

会長 副会長の意見に関連して、新たな課題である８０５０、ヤングケアラーの問題などは、児童、障害、貧困など様々な要素が絡んでいるため、対応していくには包括的な相談支援の力をつけていかなければならない。国が示している重層的支援体制整備事業への取組が大きな課題になってくると思われる。目黒区では、福祉の総合相談で成果を上げているため、目黒ならではのシステム構築に期待する。

委員 権利擁護を考える上で成年後見制度は非常に重要である。後見人の養成が必要だが、市民後見人になるためには多くの時間、経費がかかる一方で基本的に無報酬である。目黒区ではどのような市民後見人の養成の取組を行っているのか。

健康福祉計画課長 成年後見制度の利用促進については、社会福祉協議会の権利擁護センターが主に担っている。市民後見人の養成講座を毎年実施しており、費用はテキスト代程度。年間１０人ほどが受講している。相当な時間の講義と施設訪問などの実習、小テストを行い、評価委員会で市民後見人になっていただく方を決めている。ただし、すぐに後見人として活動するのではなく、権利擁護センターの生活支援員として経験を積んでいただいている。

会長 他の自治体で市民後見人に関わっているが、専門職とは違う丁寧な支援

が行われている。世帯ぐるみの難しいケースでも様々な連携をとって支援している事例があり、区民の大きな活躍の場と感じた。

委員 「受援力」を高める取り組みは大切だと思う。特に高齢者は、助けてと声を上げられない人が多い。取組により声が出しやすくなると、それを受けとめる窓口や体制が大切になってくるため、ぜひ頑張って取り組んでいただきたい。

会長 大切なお指摘である。「受援力」はいつ頃から使われている言葉か。

健康福祉計画課長 「助けてと言える社会」づくりという事業名で、現在の計画から掲載している。実際にはどのようなことを行えばよいか日々悩んでいるが、様々なサービスを受けてもらえるよう、また職員の窓口対応も含めて、研修や講演会を行うことを考えている。

会長 目黒区らしい活動と思う。ぜひ進めていただきたい。

委員 自身が親族後見人になっており、様々な研修を受講した。家庭裁判所から、これからは市民後見人になって活動してほしいと言われた。障害者の後見人になる人は、兄弟など比較的若い人が多いため、親族後見人を市民後見人に育てていくということがあるのか。また、親族後見人は後見人になってからの困りごとなどへの支援がないため、区の支援があるとよいと思う。

健康福祉計画課長 市民後見人候補者の面談をしていると、親族後見人をしていた方もいる。権利擁護センターでは、親族後見人の方へのサポートとして、交流会や講演会を行っている。さらに周知を図り、多くの方に参加してもらえるようにしていきたい。

会長 親族後見人の所在を把握できていないことが多くの自治体で悩みの種であり、この問題が解決できれば、親族の方への支援も確実に広がると思う。

委員 災害時要配慮者支援について、災害時に医師会は、各病院の前に、緊急医療救護所を設置しトリアージをするという計画になっている。地域避難所や福祉避難所のほかに自宅に留まる人もいるが、その支援は医師会ではなく行政主導だと思う。在宅の方が、ライフラインが断たれることで孤立してしまうことが多いのではないかと危惧するが、防災計画では細かいことまで記載されていない。何かプランがあったら教えてほしい。

健康福祉部長 従来は避難所に逃げる方向で計画を作っていたが、被害想定の見直しもあり、自宅が安全であれば、自宅で避難する方向に少し方針転換がされている。これまでの震災等でも、地域避難所での関連死が報告されている。保健師がチームを組んで在宅の災害時要配慮者を訪問し、避難生活の中での困りごとや健康状態を調査する計画となっている。

委員 最近の東京都の見直しをみると状況が変わってきていると感じる。医師会としては避難所を支援するメンバーを選出し、状況に応じた支援ができればと考えていたので大変参考になった。

副会長 フレイル予防も社会参加も楽しみながら行わないと続かない。他の自治体では、フレイル予防に参加して、たくさん歩いたり活動したりするとポイントがつき、地域の商店街などで使えるシステムがある。インセンティブが付くと、高齢者の意欲は高まるし、域活の活性化にもなると思う。

委員 計画改定専門委員会でも障害分野について取り上げて議論されたことと思う。この「取り組みの方向性」の要点について、次の計画で実際に取り組んでいただけるとありがたいと思う。

委員 こども基本法が施行されたが、区として、障害者計画やその他の地域福祉の計画などにどのような取り込んでいくのか。方針があれば教えてほしい。

子育て支援課長 4月にこども家庭庁が発足し、「こども基本法」による「こど

も大綱」という国の指針が秋に示される予定になっている。「こども大綱」ができた後、都道府県、市町村は「こども計画」を立てることが努力義務となっている。区には子ども総合計画があり、令和6年度に改定して7年度から、この「こども計画」に位置付けられる流れになるが、保健医療福祉計画と整合性をとりながら、進めていくことになる。

委員 ひきこもり、不登校、ヤングケアラーは、学校に関連している。教育委員会とはどのような繋がりを持っているのか。子どもに対する支援については、中高生になると支援が届きにくくなっている印象を受けており、区役所に相談しても、たらい回しにされたという話も聞く。また、不登校の子どもには居場所が必要とよく言われている。児童館は空いている時間が長いので、居場所として活用することはできないか。

教育支援課長 学校では、スクールカウンセラーも含めた教職員が、ヤングケアラーを含め虐待の早期発見・早期対応という視点に立って、児童生徒一人一人の状況を把握している。そこで、児童虐待を発見した場合には、児童相談所、子ども家庭支援センターにつなげて解決を図っており、発見の役割が学校にはあると考えている。教育委員会では、教職員に向けて、ヤングケアラーを含めた虐待の早期発見・早期対応のための研修を毎年行っている。不登校については、めぐろ学校サポートセンターに学習支援教室があり、校外学習や体育館、運動場といった居場所機能についても充実を図っていききたい。

子育て支援部長 ヤングケアラーについて、国では、2022年から2024年までを周知啓発の集中取組期間としており、区では、子ども家庭支援センターが周知啓発活動を行い、徐々に認知されてきていると思う。ヤングケアラーは本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、子どもの権利という点から見ると、学業や生活に影響が生じている場合がある。区としては、今後の子ども総合計画の改定に向けて、基礎調査を行っていく。その中でヤングケアラーの実態を把握していくことが必要と考えている。子どもの視点でどのような支援が必要なのか、計画の中に掲げ、しっかり取り組んでいきたい。

子育て支援課長 児童館は0歳から18歳までを対象としており、中高生に人気がある館もある。区は子ども条例に基づき、子どもの権利を守るという観点から、居場所づくりは大変重要と考えている。今後も児童館のPRを含めながら、充実させていきたい。また、全国的な取組であるが、夏休み明けの8月末から9月までの時期に、学校に行くのが少し辛い子ども向けに、「児童館もあるよ」と銘打って、様々なところに周知している。実際に、学校には行けなくても児童館になら顔を出せるという子どもの相談に、児童館職員が対応している事例もある。

3 第9期介護保険事業計画基礎調査及び高齢者の生活に関する調査、目黒区障害者計画策定に関する調査の実施結果について

会長 事務局から説明する。

介護保険課長 (資料2-1により、介護保険・高齢者に関する調査結果の説明)

障害施策推進課長 (資料2-2により、障害者計画に関する調査結果の説明)

4 今後の予定について

会長 今後の予定について事務局から説明する。

健康福祉計画課長 次回の開催は、6月23日（金）午後6時からとする。
「中間のまとめ」が完成次第、その内容を区報・区ホームページで公表し、区民の意見募集を行う。併せて7月31日（月）午後6時30分から「地域福祉を考える集い」の開催を予定しており、審議会が主催し区民の意見を聞く趣旨からも、委員の皆様にもご出席いただければありがたい。

5 閉会